七　容器の内容積（単位　リットル）（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
八　容器の質量（単位　キログラム）（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
九　容器の型式の認可年月（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十　ＥＣＥ規則の番号（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては記号　ＥＣＥ　Ｒ１１０　ＣＮＧ、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、記号　ＥＣＥ　Ｒ１１０　ＬＮＧ）に続けて容器の型式を示す記号及び認証登録番号（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十一　容器を製造した年月（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。）
十二　充塡可能期限年月（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、登録容器製造業者が当該年月を定めない場合を除く。）
十三　最高充塡圧力（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）（記号　ＭＦＰ、単位　メガパスカル）、Ｍ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。）及びＭＰａ（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十四　供給圧力（記号　ＳＰ、単位　メガパスカル）、ＭＰａ（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十五　公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）、Ｍ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。）及びＭＰａ（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）並びに使用温度（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十六　耐圧試験圧力（記号　ＴＰ、単位　メガパスカル）及びＭＰａ（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十七　試験のサイクルの回数（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に限る。）
十八　安全弁に関する情報を得る手段（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）
十九　協定規則第百十号6.5.に定めるポンプに係る情報（ポンプが装置されている国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

2　前項各号に掲げる事項のほか、登録容器製造業者は、規則第六条の二第一号及び第二号に定める事項、協定規則第百十号附則３Ａの11.に定める事項（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）並びに協定規則第百十号附則３Ｂの5.に定める事項（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）を刻印することができる。

3　規則第五十三条第二項の経済産業大臣が定める方式は、票紙に第一項又は前二項に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。

（登録附属品製造業者が行う刻印等の方式）

第六十条　規則第五十九条の経済産業大臣が定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一　次に掲げる附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める記号
　イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品　協定規則第百三十四号4.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号
　ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品　協定規則第百十号7.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号
　ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品　協定規則第百十号7.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］

五　容器を製造した年月
六　充塡可能期限年月
七　最高充塡圧力（記号　ＭＦＰ、単位　メガパスカル）及びＭ
［新設］
八　公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）及びＭ
［新設］
九　試験のサイクルの回数
［新設］
［新設］

2　前項各号に掲げる事項のほか、登録容器製造業者は、規則第六条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を刻印することができる。

3　規則第五十三条第二項の告示で定める方式は、票紙に第一項又は前二項に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。

（登録附属品製造業者が行う刻印等の方式）

第二十九条　規則第五十九条の告示で定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一　協定規則第百三十四号4.4.に定める協定規則第百三十四号に適合している旨の記号